

### ■欧州：欧州委員会、排出量取引制度の第3期間における改善案を提案

欧州排出量取引（EU-ETS）における排出枠価格の低迷を問題視する欧州委員会は、2012年11月12日と14日の両日、第3期間（2013～2020年）におけるEU-ETSの設計に関して、一連の改善策を提案した。まず、短期的な対策として打ち出されたのは、2013～2015年において競売にかけられる予定の排出枠（35億トン超）のうち、9億トンの放出を保留し、排出枠需要の回復を待って、これを第3期間の終盤（2019～2020年）の競売に割り当てるとする提案である。こうした競売スケジュール変更の提案は、すでに2012年7月に欧州委員会により発表されていた。その後のEU関係機関の議論やコンサルテーションを踏まえて、欧州委員会は今回、「EU-ETS 競売規則」の修正案とともに、本提案をEU気候変動委員会に提出した（年末にかけて同委員会で審議される）。また、この提案に加え、より長期的かつ抜本的な対策として、欧州委員会は今回、次の6つの選択肢を提示した。

(a) 2020年におけるEU排出削減目標を対90年比30%へ引き上げ、(b) 第3期間の排出枠自体を縮小、(c) 年間排出枠の引き下げ率（現行規定では1.74%/年）を強化、(d) EU-ETS対象部門を拡大、(e) 国際クレジットの利用可能枠を削減、(f)（下限価格の設定など）価格介入メカニズムを導入。今後、EU関係機関の議論を経て、いずれかの選択肢が採用される可能性があるが、いずれの選択肢も、実現するためには現行法の改定など、法制面の手続きが必要となる。